

(11枚のうち第1枚目)

令和6年度 福井大学 国際地域学部
入学者選抜学力検査（後期日程）問題用紙

小 論 文

国際地域学科

注意事項

- 1 この問題用紙は「解答始め」の合図があるまで開かないこと。
- 2 「解答始め」の合図の後、解答を始める前に、解答用紙6枚の所定の欄すべてに受験番号を記入すること。
- 3 解答は解答用紙の所定の解答欄に記入すること。
- 4 解答用紙にはマス目が入っている。句読点は1マス使用するなど原稿用紙の慣用的な書き方に従い、横書きで記入すること。
- 5 解答の下書きには別配布する白紙を使用すること。
- 6 試験終了後、解答用紙6枚を回収する。この問題用紙と下書き用紙は持ち帰ってもよい。

令和6年度 福井大学 国際地域学部 入学者選抜学力検査（後期日程）
小論文（国際地域学科）問題用紙

（11枚のうち第2枚目）

（この頁は空白）

問1

次の文章を読んで、後の**設問1**から**設問3**に答えなさい。

言語学では、生後最初に身に付けた母語を第一言語（L1）、その後に習得して使えるようになった母語以外の言語は全て第二言語（L2）と呼んで区別している。バイリンガルなどの複数の言語を使える能力をもつ人は、第一言語だけでなく第二言語をも身に付けた人だと言えることになる。このことを踏まえながら、世界の言語とその使用状況に関するいくつかのデータや情報を見てみる。

【表1】は、世界の言語に関する調査結果を示した *Ethnologue* という出版資料に基づき、話者人口が上位15位以内に入る言語について、その言語を第一言語（母語）とするL1話者とその言語を第二言語とするL2話者に分けて、それぞれの話者数を示したものである。

【表2-①】は、2022年の国の人口が上位20位以内に入る国々について、国内の主な言語とインターネット使用人口の割合を示したものである。【表2-②】は、インターネットで閲覧回数上位のWebサイトにおける使用言語の割合を上位10位以内に入る言語について示したものである。

【表3】は、国連の公用語と UNESCO (United Nations Educational Scientific and Cultural Organization、国連教育科学文化機関) による言語に関する調査と取組みの状況を解説したものである。

なお、諸言語に関する補足説明を最後に【参考資料】として示してある。

【表1】 話者人口が多い言語におけるL1話者とL2話者の内訳（2019年）

順位	言語	L1話者	L2話者	話者人口 (話者合計)	話者人口に 占めるL1 話者の割合
		(億人) L1	(億人) L2	(億人) L1 + L2	(%) $100 \times L1 \div (L1+L2)$
1	英語	3.79	7.53	11.32	33.5
2	官話（北京語など北方の中国語）	9.18	1.99	11.17	82.2
3	ヒンディー語	3.41	2.74	6.15	55.4
4	スペイン語	4.60	0.74	5.34	86.1
5	フランス語	0.77	2.03	2.80	27.6
6	アラビア語	NA	NA	2.74	NA
7	ベンガル語	2.28	0.37	2.65	86.1
8	ロシア語	1.54	1.04	2.58	59.5
9	ポルトガル語	2.21	0.13	2.34	94.3
10	インドネシア語	0.43	1.55	1.99	21.8
11	ウルドゥー語	0.69	1.02	1.70	40.3
12	ドイツ語	0.76	0.56	1.32	57.6
13	日本語	1.28	0.00	1.28	99.9
14	スワヒリ語	0.16	0.82	0.98	16.3
15	マラーティー語	0.83	0.12	0.95	87.2

注) Ethnologue (2019) に基づいて作成。

Ethnologue では、L1話者の数とL2話者の数を足し合わせた話者合計を算出し、話者人口としている。
 なお、表中にNA (not available) とあるように、本資料ではアラビア語については合計の話者数（話者合計）は示されているものの、第一言語・第二言語の話者数という内訳は示されていない。

【表2-①】 人口上位20位以内の国における主な言語とインターネット
使用人口の割合（2022年）

順位	国	人口 (2022) (億人)	主な言語	インターネット 使用人口割合 (2022) (%)
1	インド	14.26	※ヒンディー語、※英語	59.5
2	中国	14.17	※中国語	69.8
3	アメリカ	3.38	※英語、スペイン語	89.8
4	インドネシア	2.76	※○インドネシア語、ジャワ語	76.3
5	パキスタン	2.36	○ウルドゥー語、※英語	50.9
6	ナイジェリア	2.19	※英語、ハウサ語	73.0
7	ブラジル	2.15	※ポルトガル語	82.8
8	バングラデシュ	1.71	※○ベンガル語、英語	77.2
9	ロシア	1.45	※ロシア語	85.3
10	メキシコ	1.28	※スペイン語	84.2
11	日本	1.24	※○日本語	93.3
12	エチオピア	1.23	※アムハラ語、オロモ語	17.7
13	フィリピン	1.16	○フィリピン語、※英語	91.0
14	エジプト	1.11	※アラビア語	51.9
15	ベトナム	0.99	※ベトナム語	86.0
16	コンゴ共和国	0.98	※フランス語、キトゥバ語	17.4
17	イラン	0.89	※ペルシア語	91.0
18	トルコ	0.85	※トルコ語	84.5
19	ドイツ	0.83	※ドイツ語	94.0
20	タイ	0.72	※タイ語	88.3

注) 人口は国連の資料、インターネット使用人口割合はInternet World Stats (2022) に基づいて作成。

主な言語の欄には、米国中央情報局の資料などに基づいて、各国で使われている主な言語を最大2つまで挙げてある（公用語、または国民の1割以上による使用が確認できる言語で、話者数が多いものを2つまで挙げた）。

表中で※印は公用語（official language）または事実上の公用語、○印は国語（national language）、無印はそれらのいずれでもない言語であることを意味している。

【表2-②】 インターネットの閲覧回数上位のWebサイトにおける
使用言語の割合（2021年）

順位	Webサイトの使用言語	上位1,000万 サイトに 占める割合 (%)
1	英語	60.4
2	ロシア語	8.5
3	スペイン語	4.0
4	トルコ語	3.7
5	ペルシア語	3.0
6	フランス語	2.6
7	ドイツ語	2.4
8	日本語	2.1
9	ベトナム語	1.7
10	中国語（簡体字）	1.4

注）W3Techsの調査データ（2021）に基づく Govinda Bhutana 執筆
の記事（2021）により作成。

【表3】 国連の公用語と UNESCO による言語に関する調査と取組み

国連の公用語	国連では、現在、中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語、アラビア語の6つの言語を公用語としている。ただし、国連事務局や国際司法裁判所では、その中でも英語とフランス語の2つの言語を作業言語として常用している。このように、現在の世界では英語やフランス語をはじめとする国連公用語の6つの言語が国際的な場で多く用いられる傾向がある。
UNESCOによる言語に関する調査と取組み	一般に、世界には6,000から7,000に及ぶ数の言語があると言われ、Ethnologue（2019）では7,111の生きた言語を数えている。一方、UNESCOでは、2021年の調査結果として、世界の政府に記録された8,324の言語のうち、約7,000が現在も使われているとしている。UNESCOは、そのうち約2,500もの言語が現在は消滅の危機に瀕 ^{ひん} しているとも発表しており、特定の限られた民族が使用している少数言語の保全と振興を図る活動にも取り組んでいる。

注）国連と UNESCO の資料、及び Ethnologue（2019）に基づいて作成。

【参考資料】 諸言語に関する補足説明

英語	英語を公用語とする国には、イギリス、アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、インド、ナイジェリア、フィリピンなどがある。17世紀頃からイギリス人がその活動地域を世界に拡大したことで、この言語の使用が広まった。
フランス語	フランスのほかでは、旧フランス領であった西アフリカや中央アフリカの国々、あるいは、スイス、ベルギー、ルクセンブルク、カナダなどで公用語となっている。
中国語	中国語には主要な方言がいくつもある。そのうち北方語が官話（かんわ）であり、漢語や中文と呼ばれる標準中国語となっている。中国語を公用語とする国や地域には中華人民共和国（中国本土／香港／マカオ）のほかに台湾やシンガポールがある。中華人民共和国では簡体字と呼ばれる字体が使われている。
スペイン語	スペイン語を公用語とする国にはスペイン、アルゼンチン、チリ、メキシコなどがある。スペイン語はラテンアメリカの国々では広く使われている。
アラビア語	エジプト、イラク、イスラエル、モロッコ、サウジアラビア、アラブ首長国連邦などの公用語となっている。アラビア文字で表記される。
ロシア語	ロシアのほか、カザフスタン、キルギスタン、タジキスタン、ベラルーシなどの公用語となっている。キリル文字が使われる。
ドイツ語	ヨーロッパでは、ドイツ、オーストリア、スイス、ベルギーなど多くの国で公用語となっている。ナミビアなど旧ドイツ領であったアフリカの国でも現在使用されている地域がある。
ポルトガル語	ポルトガルとブラジルのほか、アフリカの一部の国などで公用語となっている。ブラジルの人口は多いので、ブラジルのポルトガル語がポルトガル語圏に及ぼす影響は大きい。
ヒンディー語	インドの公用語であり、デヴァナガリ文字を使って表記される。ヒンディー語を公用語とする国には、インドのほかにフィジーがある。
ウルドゥー語	パキスタンの国語である。しかし、パキスタン国内では、パンジャーブ語など他の言語を母語とする人々が人口の大半を占めており、ウルドゥー語を母語とする人々は限定的である。ウルドゥー語はヒンディー語とほぼ同一の言語であるが、ウルドゥー語の表記にはアラビア文字が使われている。
ベンガル語	バングラデシュ、及びインドの西ベンガル州などでの公用語である。ベンガル文字で表記される。
マラーティー語	インドのマハーラーシュトラ州の公用語であり、隣接する諸州でも使われている。ヒンディー語と同じデヴァナガリ文字で表記される。
ベトナム語	ベトナムの公用語である。かつては漢字で表記されたが、20世紀半ばにラテン文字とそれに補助記号を付けたチュ・クォック・グーと呼ばれる表記法に変更された。
インドネシア語、ジャワ語	インドネシアではジャワ語は歴史ある言語であり、母語人口も多い。しかし、20世紀のオランダからの独立に際して国語及び公用語となったのは、マレー語をベースとしてラテン文字で表記されることになったインドネシア語である。長らくジャワ文字で表記されていたジャワ語も今はラテン文字で表記されているが、国語や公用語ではない国内の一方言とされている。
スワヒリ語	ケニア、タンザニア、ウガンダ、ルワンダの公用語であり、アフリカ東岸の国々で広く使われている。アラビア文字またはラテン文字で表記される。
トルコ語	トルコの公用語であり、ラテン文字を用いて表記される。
ペルシア語	イランの公用語であり、アラビア文字を元にしたペルシア文字で表記される。タジキスタンの公用語タジク語、アフガニスタンの公用語ダリー語は同系の言語である。

注) 米国中央情報局などの資料に基づいて作成。

設問1

【表1】において、話者人口（話者合計）に対してL1話者が占める割合が小さい言語には、その言語に関わる国際的な状況や国内的な状況においてどのような傾向があると推測できますか。300字以内で記しなさい。なお、解答にあたっては【表1】以外の資料も参考にしてよい。

設問2

主に【表2-①】と【表2-②】から読み取ることができる言語の使用状況の特徴について、少なくとも英語、及び南アジア系の言語（ヒンディー語など）に言及しつつ、500字以内で説明しなさい。なお、解答にあたっては【表2-①】と【表2-②】以外の資料も参考にしてよい。

設問3

【表3】に示された国連の公用語や少数言語の状況、さらには【表1】、【表2-①】、【表2-②】から読み取れる言語の特徴などを踏まえると、今後の世界における言語の使用や存続についてあなたはどのように予測しますか。あなたがそう考える理由を含めて400字以内で記しなさい。

問2

次の【資料1】、【資料2】を読み、後の**設問1**から**設問4**に答えなさい。

【資料1】

著作権の都合上、この部分は公開していません。

著作権の都合上、この部分は公開しておりません。

出典：阿部彩『子どもの貧困－日本の不公平を考える』岩波新書より、一部修正

【資料2】

著作権の都合上、この部分は公開しておりません。

出典：阿部彩『子どもの貧困Ⅱ－解決策を考える』岩波新書より、一部修正

（注1）アメリカで1965年より実施されている低所得の就学前児童の教育プログラムである。対象児童の年齢は、3歳と4歳、親の所得が貧困線以下の子どもを中心としている。貧困の子どもの発育に就学前から介入し、その「不利」をできるだけ早く緩和しようというのがプログラムのねらいである。

設問1

下線部①に関して、筆者が「貧困の防波堤」としての保育所の機能を強化しようとする理由を、本文の内容にそくして200字以内で説明しなさい。

設問2

下線部②に関して、筆者が考える子どもに関する対策と「少子化対策」の違いを、本文の内容にそくして150字程度で説明しなさい。

設問3

下線部③に関して、「子どもの貧困」に対応するための制度設計には、「普遍的制度」と「選別的制度」が考えられる。どちらの制度にも一長一短が存在するが、あなたが考えるそれぞれの制度の短所を合わせて300字程度で述べなさい。

設問4

「子どもの貧困」問題について、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）では、基本理念として、「子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。」（第2条第2項）と規定している。

「子どもの貧困」問題に取り組むうえで、あなたが考える大学生でも可能な取組みについて200字程度で述べなさい。

